

補助対象事業一覧

補助対象事業	事業概要・条件	補助対象経費	内容	申請時に必要な資料	実績報告時に必要な資料	補助率※	限度額※
1 国際的な電子商取引(越境EC)の取組	インターネットを通じて自社のモノやサービスを海外に販売する越境ECに関する取組(モール出店型、自社サイト型、出店・運営代行型、転送・購入代行型等)で、新たに始めるもの、若しくは既存の取組を強化するものであること。 越境ECにかかる出店費用以外の経費における月額利用料等については、対象経費として算入可能な金額は補助対象期間内のうち上限3か月分とする。	出店費用	・越境ECサイト等への出店及び利用にかかる費用(出店料、登録料、契約料、利用料、手数料、出店・運営・転送・購入等代行費、海外決済口座開設費、オプションサービス費、設定費用等)を対象とします。 ・個々の販売商品にかかる販売手数料は対象外です。	・越境EC事業の概要が分かる資料	(出店費用/サイト構築費) ・出店・構築した越境ECサイトのプリントアウト等 (マーケティング・広報費用) ・調査・分析結果等 ・広告画面が確認できるインターネット画面のプリントアウト等		
		サイト構築費	・越境ECサイト構築にかかる制作費用(サイト設計・構築、改修、デザイン、編集、Webページ(HTML等)作成、システム・カート利用等に要する費用)を対象とします。				
		コンテンツ制作費	・越境ECサイトで使用する画像・動画等の制作費用及び越境ECに供する商品・パッケージ等のデザインリニューアル費用等を対象とします。				
		マーケティング・広報費用	・越境ECに係るマーケット調査、法令確認、ユーザー分析等の費用及び越境ECサイトへの誘客を目的としたWebプロモーション費用を対象とします。 ・新聞、雑誌、テレビ等のWeb以外のメディアを利用したプロモーション費用は対象外です。				
		運搬費	・指定倉庫までの輸送費、倉庫保管料、配送代行費等を対象とします。 ・個々の販売商品にかかる送料は対象外です。				
		通訳翻訳費	・越境ECサイトの出店・構築等にかかる通訳翻訳費用を対象とします。 ・サービス申込等にかかる費用は対象外です。				
2 海外事業者とのオンライン商談等の取組	日本語以外を主要な使用言語とし、自社製品等の海外への販路開拓を目的としたオンライン展示会・プラットフォーム等への参加や、海外事業者とのオンライン商談等を実施すること。本事業にかかる初期費用以外の経費における月額利用料等については、対象経費として算入可能な金額は補助対象期間内のうち上限3か月分とする。 〔想定活用例〕 ・海外のオンライン展示会への出展 ・海外CEOとのオンライン商談会への参加 ・海外のビジネスマッチングプラットフォームへの参加 ・コンサル業者がリストアップした海外事業者とのオンライン商談 ・海外事業者を対象とする自社開催によるオンライン展示会の実施	参加費用	・オンライン展示会やプラットフォーム等への参加料、利用料及び付随費用(登録料、運営代行費、マッチングアカウント購入費、プレゼンテーション参加費、オプションサービス費等)を対象とします。	・実施内容の概要が分かる資料	(参加費用) ・商談のタイムテーブル等 ・ビデオ通話による商談の様子が分かる写真等 (コンテンツ制作費) ・作成物等 (マーケティング・広報費用) ・調査・リストアップ結果等 ・広告画面が確認できるインターネット画面のプリントアウト等		
		コンテンツ制作費	・本事業を実施するために必要なWebページの作成やデジタルコンテンツ等の制作にかかる費用及び本事業に供する商品・パッケージ等のデザインリニューアル費用等を対象とします。				
		マーケティング・広報費用	・プラットフォーム等を活用した市場調査や法令確認、ビジネスマッチングのアレンジ(商談先のリストアップ等)費用等及び本事業への誘客を目的としたWebプロモーション費用を対象とします。 ・新聞、雑誌、テレビ等のWeb以外のメディアを利用したプロモーション費用は対象外です。				
		運搬費	・本事業を実施するために必要なサンプル輸送費等を対象とします。				
		通訳翻訳費	・本事業の参加・実施にかかる通訳翻訳費用を対象とします。 ・サービス申込等にかかる費用は対象外です。				
3 海外展開に資する外国人材の活用支援	市内の事業所にて、自社の従業員として、海外展開に資する外国人材採用に向けた取組を実施すること。	人材紹介に係る経費	・人材紹介契約に基づき事業者を支払う手数料(成約料、内定者日本語学習、受入サポート等)を対象とします。	・事業内容の概要が分かる資料	・在留資格が分かる資料	2分の1以内	
		就労ビザの取得	・在留資格認定証明書交付代行費用、相談費用(行政書士等)を対象とします。				
		研修費	・外国人材の定着に向けた研修費を対象とします。				
4 海外で開催される展示会等への出展	自社が出展の主体となり、自社の製品・技術・商品・サービスの販路拡大を目的とした海外で開催される出展料の支払いを伴う展示会等への出展等を行うこと。ただし、自社が主催又は運営に携わる展示会等ではないこと。	出展費用	・出展にあたり申込(契約)や出展費用の支払いを補助対象期間前に実施しているものも対象とします。 ・出展ブースの装飾に関する造作委託費、什器・備品等のリース代、光熱水費(設営工事委託費含む)も対象とします。 ・申請者を含む複数事業者による共同出展も認めますが、その場合は、申請者が申込や支払いの実施主体となり、かつ、出展ブース内や展示会の出展者リスト等に申請者または申請者のブランド名が表示される場合に限り対象とします。 ・懇親会、パーティーなどの参加費は対象外です。	・展示会等の概要(出展料等を含む)が分かる資料	・出展の申込みをしたことが確認できる資料 ・出展状況を確認できる写真等 (外国語印刷物等の制作費) ・作成物等		
		通訳翻訳費	・出展にかかる通訳翻訳費用を対象とします。 ・出展申込等にかかる費用は対象外です。				
		運搬費	・出展にあたり自社の製品等を展示会場に運搬(往復)する費用を対象とします。				
		外国語印刷物等の制作費	・展示会等で使用する外国語の企業・製品紹介、PR映像、企画提案書などの制作にかかる費用を対象とします。 ・外国語は、英語または現地の公用語に限り対象とします。				
5 海外展開に必要な国際認証等の取得	海外市場への参入に際して、必要となる認証制度の取得手続きを行うこと。	審査費用	・国際認証等の取得手続きにあたり、外部審査機関等のコンサルティング、代理店設定費用(取得時に設定が必須である場合に限る)、審査、証明等にかかる費用を対象とします。	・取得予定の国際認証等の概要が分かる資料 ・審査機関等の会社概要等	・国際認証等の取得手続きを行ったことが確認できる資料		
		認証・登録費用	・認証機関等に支払う登録料または登録料に類する初回の経費に限り対象とします。 ・更新や実質、更新にあたる場合(既に同じ製品・サービス等で認証を受けた実績があるなど)は対象外です。				
6 自社コンテンツのグローバル化	自社コンテンツのグローバル化する制作を行うこと。	外国語の資料・ホームページ等作成	・企業情報、商品情報等が掲載された資料(カタログ、パンフレット等)やホームページ等の外国語版の作成を行う事業を対象とします。 ・ホームページについては、日本語で表記された自社ホームページ内に外国語版ホームページを追加する事業又は外国語で表記された自社ホームページの作成若しくは外国語で表記された既存の自社ホームページを改良する事業を対象とします。	・制作物の概要がわかる資料	・成果物がわかる資料		
		PR動画等作成	・海外に自社の事業内容・製品・技術・商品・サービス等を外国語で紹介する動画等の作成を行う事業を対象とします。				
		契約資料等の作成・翻訳	・海外ビジネスに係る契約書や海外進出に係る定款等の作成・翻訳を行う事業を対象とします。 ・翻訳については、日本語から外国語又は外国語から日本語への翻訳を行う事業を対象とします。 ・メール文等の翻訳は対象外とします。				

30万円
ただし、重点事業に該当する場合は40万円

【重点事業】
ア「川崎ものづくりブランド」認定製品・技術を有する企業
イ「川崎CNブランド」認定製品・技術を有する企業
ウ「かわさき基準(KIS)」認証製品を有する企業
エ「かわさき名産品」認定製品を有する企業